

議案第44号

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年6月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

加西市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 28 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「(ア) の項」を「において区分された地区（以下「計画地区」という。）の区分に応じ、それぞれ同表ア欄」に、「地区整備計画区域」を「計画地区」に改め、同条第 2 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 5 条第 1 項中「(イ) の項」を「の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄」に改める。

第 6 条第 1 項中「(ウ) の項」を「の計画地区に応じ、それぞれ同表ウ欄」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3 メートル以下であること。
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であること。

第 7 条第 1 項中「(エ) の項」を「の計画地区に応じ、それぞれ同表エ欄」に改める。

第 14 条を第 15 条とし、第 9 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（建築物の敷地が 2 以上の計画地区にわたる場合の措置）

第 9 条 建築物の敷地が 2 以上の計画地区にわたる場合における第 4 条第 1 項の規定の適用については、当該建築物の全部について、その敷地の過半が属する計画地区に係る規定を適用する。

別表第 1 に次のように加える。

下宮木町南部産業集積地区地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された東播都市計画地区計画下宮木町南部産業集積地区地区計画のうち、地区整備計画が定められている区域
----------------------	---

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条―第 7 条関係）

計画地区内の制限

地区整備計画区域	計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ
		建築することができる建築物	建築物の敷地面積の最低限度	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの最高限度
倉谷町産業公園地区地		(1)工場その他これに類するもの(法別表第	2,000 平方メートル	1 メートル	20メートル

区整備計画 区域		<p>2 (ぬ) 項第 1 号(1) から (22) まで及び (29) から (31) までに掲げる事業を営むものを除く。)</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの(暴力団排除条例(平成 22 年兵庫県条例第 35 号)第 2 条第 6 号に掲げる暴力団事務所等を除く。以下同じ。)</p> <p>(3) 倉庫</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 貨物自動車運送事業の用に供するもの</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>			
下宮木町南部産業集積地区地区整備計画区域	A 地区	<p>(1) 工場その他これに類するもの</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの</p> <p>(3) 倉庫</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>	1,000 平方メートル	1 メートル	20 メートル
	B 地区	<p>(1) 工場その他これに類するもの</p> <p>(2) 事務所その他これに類するもの</p> <p>(3) 倉庫</p> <p>(4) 研究所その他これに類するもの</p> <p>(5) 長屋、共同住宅又は寄宿舎(いずれもこの地区整備計画区域及びこれに接続する土地の区域内に存する建築物に係る事業に従事する者の居住の用に供するものに限る。)</p> <p>(6) 前各号の建築物に附属するもの</p>	1,000 平方メートル	1 メートル	20 メートル

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

(審議資料)

市街化調整区域内において新たな地区計画として「下宮木町南部産業集積地区地区計画」の都市計画決定を予定していることから同条例に当該規定を追加するもの。

【概要】

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 建築物の用途 | 工場、事務所、倉庫等 |
| (2) 敷地面積の最低限度 | 1,000 m ² |
| (3) 外壁の後退距離の限度 | 1 m |
| (4) 高さの最高限度 | 20m |